

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月28日
【中間会計期間】	第48期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	K O B E 証券株式会社
【英訳名】	K O B E S E C U R I T I E S C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石松 幸友
【本店の所在の場所】	大阪市北区曽根崎二丁目5番10号 梅田パシフィックビルディング9階
【電話番号】	06-6362-5032（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 高芝 壽一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目6番21号 N B F 虎ノ門ビル7階
【電話番号】	03-3595-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 河村 彰
【縦覧に供する場所】	K O B E 証券株式会社 東京支店 （東京都港区西新橋一丁目6番21号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第46期中	第47期中	第48期中	第46期	第47期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)		2,943 (2,016)	1,949 (1,125)	4,702 (3,151)	6,350 (4,698)
純営業収益 (百万円)		2,902	1,911	4,627	6,269
経常利益 (百万円)		1,197	303	1,364	2,732
中間(当期)純利益 (百万円)		571	152	1,385	1,421
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)		2,703	5,954	2,703	5,954
発行済株式総数 (株)		46,720	63,720	4,672,000	63,720
純資産額 (百万円)		5,118	13,660	4,895	13,891
総資産額 (百万円)		29,128	32,133	22,108	29,556
1株当たり純資産額 (円)		109,547.98	214,381.92	1,047.91	218,015.72
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)		12,234.35	2,390.39	296.53	29,627.32
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益金額 (円)			2,319.30		28,617.49
1株当たり配当額 (円)				75.00	6,000.00
自己資本比率 (%)		17.6	42.5	22.1	47.0
自己資本規制比率 (%)		378.1	970.5	346.6	1,032.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		1,384	2,122	1,138	4,648
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		42	158	320	208
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		350	377	116	7,524
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)		3,099	2,117	2,107	4,775
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)		198 ()	220 ()	179 ()	195 ()

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 当社は第47期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
3. 自己資本規制比率は証券取引法の規定に基づき、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。
4. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第46期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、第47期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。
6. 平均臨時雇用者数は従業員数の10%未満のため記載しておりません。
7. 消費税及び地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
8. 当社は、平成17年8月1日付で株式100株を1株に併合を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	220
---------	-----

- (注) 1. 臨時雇用者数は従業員数の10%未満のため記載しておりません。
2. 従業員数が平成18年3月期末と比較して25名増加しましたのは、定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間のわが国経済は、企業の旺盛な設備投資が成長を牽引する一方、雇用情勢の改善を受けた個人消費が緩やかな拡大を続けました。

こうしたなか、東京株式市場は、ボックスレンジ内での動きに終始しました。4月にはデフレ脱却期待から、平均株価は17,500円台を回復しましたが、その後は日米の金融政策の先行き不透明感や原油価格の高騰を嫌気して急落しました。しかし中間期末に向けては、好調な企業業績を評価した買いや米国株高による投資マインドの好転を受けて、平均株価は戻り歩調を辿りました。ただ、商いは低調であり、株価指数先物の動きに振られやすい展開となりました。

他方、債券相場は、日銀がゼロ金利政策を解除したものの、米国の景気減速懸念もあって強含みで推移しました。当初は、ゼロ金利解除後も日銀は金融政策の正常化に向けて利上げを急ぐとの見方が台頭し、10年債利回りは一時2%を上回りましたが、基準改定に伴って消費者物価指数が下振れすると、今度は日銀の早期利上げ観測が後退し、10年債利回りは1.6%まで低下しました。

このような状況のもと、当中間会計期間の営業収益は19億49百万円（前年同期比66.2%）、経常利益は3億3百万円（同25.4%）、中間純利益は1億52百万円（同26.6%）となりました。

当中間会計期間の主要な収益・費用等の状況は次のとおりであります。

受入手数料

当中間会計期間の受入手数料は、11億25百万円（前年同期比55.8%）となりました。内訳は以下のとおりであります。

a. 委託手数料

当中間会計期間における東証1日平均出来高は、19億16百万株（前年同期比92.9%）、同売買代金は2兆5,772億円（同152.3%）となりました。当社の受託売買代金は1,676億51百万円（同62.0%）となり、株式委託手数料収入は9億88百万円（同58.6%）となりました。債券委託手数料等を加えた委託手数料合計は9億98百万円（同59.0%）となりました。

b. 引受け・売出し手数料

当中間会計期間における株式発行市場での公開引受業務の主幹事としての実績はなかったため、引受け・売出し手数料は4百万円（前年同期比2.1%）となりました。

c. 募集・売出しの取扱手数料、その他の受入手数料

当中間会計期間の受益証券の募集・売出しの取扱高は、28億95百万円（前年同期比141.0%）となり、受益証券の取扱手数料は78百万円（同177.1%）となりました。その他株券等を加えた募集・売出しの取扱手数料合計は84百万円（同178.9%）となりました。

また、投資信託の代行手数料が中心であるその他の受入手数料は38百万円（同84.5%）となりました。

トレーディング損益

前事業年度に引き続き外債の販売等に注力しました結果、4億49百万円（前年同期比81.7%）の利益となりました。

金融収支

信用取引に係る信用取引収益等が増加したことにより、金融収益1億99百万円（前年同期比180.0%）から金融費用37百万円（同91.3%）を差し引いた金融収支は1億61百万円（同231.8%）の利益となりました。

その他の営業収益

主として他の事業者の経営に関する相談に応じる業務に対する手数料を計上しており、合計は1億74百万円（前年同期比65.8%）となりました。

販売費・一般管理費

当中間会計期間は、東京支店の増床により不動産関係費等が増加いたしました。経費削減に努めました結果、販売費・一般管理費は16億9百万円（前年同期比94.6%）となりました。

特別損失

当中間会計期間の特別損失は、固定資産処分損33百万円によるものであります。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高状況は、前事業年度末に比べ26億57百万円の減少となり、21億17百万円となりました。

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度における46億48百万円の支出から21億22百万円の支出となりました。

これは、税引前中間純利益 2 億70百万円及び顧客分別金信託11億90百万円の減少による収入がありました一方、信用取引における自己融資額の増加によって信用取引資産及び信用取引負債の増減額が 8 億25百万円の支出、預り金、受入保証金の減少による支出12億38百万円及び法人税等の支払いによる12億15百万円の支出となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、東京支店の増床による有形固定資産の取得等により 1 億25百万円の支出、長期差入保証金の差入による40百万円の支出及び長期差入保証金の返還による 4 百万円等の収入がありましたため、差引 1 億58百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額 3 億77百万円によるものであります。

2【業務の状況】

前中間会計期間及び当中間会計期間における業務の状況は次のとおりであります。

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前中間会計期間 (平成17年4月～ 平成17年9月)	委託手数料	1,687	1	2		1,691
	引受け・売出し手数料	233				233
	募集・売出しの取扱手数料	2	0	44		47
	その他の受入手数料	24	0	20		45
	計	1,948	1	66		2,016
当中間会計期間 (平成18年4月～ 平成18年9月)	委託手数料	988	0	9		998
	引受け・売出し手数料	4				4
	募集・売出しの取扱手数料	4	0	78		84
	その他の受入手数料	11	0	26		38
	計	1,009	1	114		1,125

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	43		43	3		3
債券等・その他のトレーディング損益	506		506	446		446
債券等トレーディング損益	506		506	446		446
その他のトレーディング損益						
計	550		550	449		449

(3) 自己資本規制比率

区分		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)
基本的項目	資本合計 (百万円) (A)	5,115	13,657
補完的項目	評価差額金(評価益)等 (百万円)	2	2
	証券取引責任準備金等 (百万円)	69	62
	一般貸倒引当金 (百万円)	4	6
	長期劣後債務 (百万円)		
	短期劣後債務 (百万円)		
	計 (百万円) (B)	77	71
控除資産 (百万円) (C)		766	1,094
固定化されていない自己資本 (A) + (B) - (C) (百万円) (D)		4,426	12,634
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	0	0
	取引先リスク相当額 (百万円)	301	447
	基礎的リスク相当額 (百万円)	868	853
	計 (百万円) (E)	1,170	1,301
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100 (%)		378.1	970.5

(注) 上記は証券取引法第52条第1項の規定に基づき、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」(平成13年内閣府令第23号)の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

なお、当中間会計期間の市場リスク相当額の月末平均額は3百万円、月末最大値は14百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は435百万円、月末最大値は472百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

有価証券の売買の状況（先物取引を除く）

前中間会計期間及び当中間会計期間における有価証券の売買の状況（証券先物取引等を除く）は次のとおりであります。

イ．株券

区分	受託 （百万円）	自己 （百万円）	合計 （百万円）
前中間会計期間 （平成17年4月～平成17年9月）	270,551	3,067	273,619
当中間会計期間 （平成18年4月～平成18年9月）	167,651	2,781	170,432

ロ．債券

区分	受託 （百万円）	自己 （百万円）	合計 （百万円）
前中間会計期間 （平成17年4月～平成17年9月）	13,916		13,916
当中間会計期間 （平成18年4月～平成18年9月）	9,730	77	9,807

ハ．受益証券

区分	受託 （百万円）	自己 （百万円）	合計 （百万円）
前中間会計期間 （平成17年4月～平成17年9月）	2,181		2,181
当中間会計期間 （平成18年4月～平成18年9月）	5,810		5,810

ニ．その他

該当事項はありません。

証券先物取引等の状況

前中間会計期間及び当中間会計期間における証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

イ．株式に係る取引

区分	先物取引		オプション取引		合計 （百万円）
	受託 （百万円）	自己 （百万円）	受託 （百万円）	自己 （百万円）	
前中間会計期間 （平成17年4月～平成17年9月）			16,663		16,663
当中間会計期間 （平成18年4月～平成18年9月）			75,690		75,690

ロ．債券に係る取引

該当事項はありません。

有価証券の引受け、売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱業務の状況

前中間会計期間及び当中間会計期間における有価証券の引受け、売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱い業務の状況は、次のとおりであります。

イ．株 券

区分	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
前中間会計期間 (平成17年4月～ 平成17年9月)	4,006	3,734		149	
当中間会計期間 (平成18年4月～ 平成18年9月)	122	126	68	58	

ロ．債 券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
前中間会計期間 (平成17年4月～ 平成17年9月)	国債			31		
	地方債					
	特殊債					
	社債					
	外国債券		12,360			
	合計		12,360	31		
当中間会計期間 (平成18年4月～ 平成18年9月)	国債			21		
	地方債					
	特殊債					
	社債					100
	外国債券		9,466			
	合計		9,466	21		100

ハ．受益証券

区分	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
前中間会計期間 (平成17年4月～ 平成17年9月)			2,054		
当中間会計期間 (平成18年4月～ 平成18年9月)			2,895		

ニ．その他

コマーシャル・ペーパー、外国証券及びその他については、該当事項はありません。

(5) その他の業務の状況

前中間会計期間及び当中間会計期間におけるその他の業務の状況は、次のとおりであります。

証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務

区分	取扱高（百万円）
前中間会計期間 （平成17年4月～平成17年9月）	4,106
当中間会計期間 （平成18年4月～平成18年9月）	953

有価証券の貸借及びこれに伴う業務（信用取引に係る顧客への融資及び貸証券業務）

区分	顧客の委託に基づいて行った融資額とこれにより顧客が買付けている証券の数量		顧客の委託に基づいて行った貸証券の数量とこれにより顧客が売付けている代金	
	数量（千株）	金額（百万円）	数量（千株）	金額（百万円）
前中間会計期間末 （平成17年9月30日）	24,202	13,723	314	822
当中間会計期間末 （平成18年9月30日）	19,368	21,826	21	70

（注）数量には、証券投資信託受益証券の1口を1株として含めております。

有価証券の保護預り業務

期別	区分		国内有価証券	外国有価証券	
前中間会計期間末 （平成17年 9月30日）	株券（千株）		196,568	66,478	
	債券（百万円）		789	10,682	
	受益証券	単位型（百万円）	61	769	
		追加型	株式（百万円）		5,028
			債券（百万円）		(2,822) 2,893
	新株引受権証書（百万円）				
当中間会計期間末 （平成18年 9月30日）	株券（千株）		174,243	2,054	
	債券（百万円）		706	9,480	
	受益証券	単位型（百万円）		623	
		追加型	株式（百万円）		6,604
			債券（百万円）		(1,740) 1,785
	新株引受権証書（百万円）				

（注）受益証券の欄の（ ）には、累積投資業務に係る有価証券を記載しております。

その他の商品の売買の状況

該当事項はありません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった東京支店の統括業務・営業設備の拡張については、平成18年6月に完了し使用を開始しております。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000
計	250,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	63,720	63,720	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	
計	63,720	63,720		

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成17年6月22日開催の取締役会決議に基づく、新株予約権の発行)

区分	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,144	2,046
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,144	2,046
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月23日 至平成24年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54,400 資本組入額 27,200	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者及びその者から相続によって新株予約権を取得した者において、これを行使用することを要する。 新株予約権は、当社の取締役、監査役、顧問、嘱託社員、従業員の地位にある者において行うことを要する。ただし、取締役会で承認された者及び権利承継者についてはこの限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がこの行使価額を下回る払込金額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行うときは、次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 平成17年6月28日開催の定時株主総会決議により、平成17年8月1日付で100株を1株とする株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 平成18年11月30日現在34名が退職等により権利を喪失しております。

(平成17年9月26日開催の臨時株主総会決議及び平成17年12月28日開催の取締役会決議に基づく、新株予約権の発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	263	263
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	263	263
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月29日 至 平成24年12月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 137,000 資本組入額 68,500	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者及びその者から相続によって新株予約権を取得した者において、これを行行使することを要する。 新株予約権は、当社の取締役、監査役、顧問、嘱託社員、従業員の地位にある者において行うことを要する。ただし、取締役会で承認された者及び権利承継者についてはこの限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がこの行使価額を下回る払込金額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行うときは、次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成18年4月1日～平成18年9月30日		63,720		5,954		5,056

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
川路 耕一	東京都港区	31,017	48.67
K Yエンタープライズ株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目21番2号	4,438	6.96
川路 洋子	東京都港区	2,000	3.13
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	1,102	1.72
川路 猛	東京都目黒区	1,050	1.64
豊田 直邦	東京都世田谷区	670	1.05
株式会社バルテクノ	愛知県一宮市開明郷中45番地	400	0.62
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー2棟	300	0.47
市村 洋文	東京都杉並区	296	0.46
KOBE証券従業員持株会	東京都港区西新橋一丁目6番21号 N B F 虎ノ門ビル7階	249	0.39
計		41,522	65.16

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 上記資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株数300株は、信託業務に係るものであります。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,720	63,720	
端株			
発行済株式総数	63,720		
総株主の議決権		63,720	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が5株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	489,000	392,000	298,000	312,000	250,000	235,000
最低(円)	380,000	260,000	221,000	200,000	208,000	175,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)	就任年月日
取締役社長	代表取締役	石井 秀明	昭和24年1月1日生	昭和46年4月 野村証券株式会社入社 平成2年6月 同社取締役 平成4年6月 野村証券投資信託委託株式会社(現野村アセットマネジメント株式会社)常務取締役 平成10年6月 コスモ証券株式会社顧問 同社代表取締役専務取締役 平成13年6月 同社代表取締役副社長 平成15年7月 野村土地建物株式会社顧問 平成17年3月 光陽ホールディングス株式会社専務取締役(現任) 三貴商事株式会社専務取締役(現任) 光陽ビジネスサービス株式会社代表取締役社長(現任)	0	平成19年2月28日(予定)
専務取締役	代表取締役	黒鳥 浩	昭和27年11月21日生	昭和51年4月 野村証券株式会社入社 昭和63年12月 野村インターナショナル(野村証券ロンドン現地法人)債券営業部長 平成5年5月 野村バンク・スイス(野村証券スイス現地法人)社長兼株式会社野村総合研究所スイス現地法人取締役 平成11年12月 株式会社上田ファイナンシャル・エンジニアリング常務取締役 平成13年6月 薬配株式会社代表取締役最高執行責任者 平成17年3月 FROMEAST証券株式会社取締役(非常勤) 平成17年9月 同社取締役副社長 平成18年10月 光陽ホールディングス株式会社上席執行役員(現任)	0	平成19年2月28日(予定)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役		川路 猛	昭和49年12月3日生	平成10年10月 Refco Overseas Ltd.入社 平成11年3月 三貴商事株式会社入社 平成11年5月 こうべ証券株式会社(現K O B E証券株式会社) 出向 平成12年4月 当社入社 平成17年7月 当社執行役員(現任)	1,050	平成19年 2月28日 (予定)
取締役		浅田 猛	昭和24年11月28日生	昭和49年4月 大阪屋証券株式会社(現コスモ証券株式会社)入社 平成9年4月 同社札幌支店長 平成12年6月 同社執行役員リテール部門担当 平成15年4月 同社執行役員コンプライアンス担当 平成15年6月 同社コーポレートアドバイザー 平成16年6月 同社理事経営職監査部 平成18年10月 三貴商事株式会社ファンドマーケティング部副本部長(現任)	0	平成19年 2月28日 (予定)
取締役 (非常勤)		岩田 拓朗	昭和33年4月14日生	平成4年4月 児玉・齋藤法律事務所入所 平成12年10月 岩田法律事務所開設所長 平成13年2月 第一東京弁護士会広報・調査室嘱託 平成15年3月 半蔵門総合法律事務所設立(現任)	0	平成19年 2月28日 (予定)

(注) 1. 所有株式数については、提出日現在で記載しております。

- 平成18年12月28日開催の取締役会において、上記5名を平成19年2月28日開催予定の臨時株主総会及び同日開催予定の取締役会をもって就任することを内定いたしました。
- 取締役川路猛は取締役川路耕一の長男であります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役副社長	代表取締役	市村 洋文	平成18年12月20日
取締役会長	代表取締役	土田 暢	平成19年2月28日(予定)
取締役社長	代表取締役	石松 幸友	平成19年2月28日(予定)
取締役副社長	代表取締役 管理部門統括	河村 彰	平成19年2月28日(予定)
取締役		原口 邦幸	平成19年2月28日(予定)

(注) 平成18年12月28日開催の取締役会において、代表取締役会長土田暢、代表取締役社長石松幸友、代表取締役副社長河村彰及び取締役原口邦幸は、平成19年2月28日開催予定の臨時株主総会の終了をもって辞任することを内定いたしました。

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役副社長	代表取締役 管理部門統括	取締役副社長	代表取締役	河村 彰	平成18年12月20日
取締役		常務取締役	管理部門統括	原口 邦幸	平成18年12月20日

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）及び「証券業経理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して財務諸表を作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成18年2月3日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成していません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金		706		566		514	
預託金		12,981		8,388		12,276	
約定見返勘定		68		0		0	
信用取引資産		14,245		21,888		15,456	
信用取引貸付金		13,723		21,826		15,334	
信用取引借証券 担保金		521		62		121	
短期差入保証金		30		40		60	
未収収益		194		219		197	
繰延税金資産		201		61		173	
その他の流動資産		24		75		89	
貸倒引当金		4		6		5	
流動資産計		28,446	97.7	31,234	97.2	28,762	97.3
固定資産							
有形固定資産	1	129		241		184	
無形固定資産		24		43		23	
投資その他の資産		527		613		585	
投資有価証券	2	331		332		334	
長期差入保証金		192		264		228	
その他		3		16		21	
貸倒引当金		0		0		0	
固定資産計		682	2.3	898	2.8	793	2.7
資産合計		29,128	100.0	32,133	100.0	29,556	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
信用取引負債			10,931		10,478		4,870	
信用取引借入金	2	10,108		10,407		4,582		
信用取引貸証券 受入金		822		70		288		
預り金			9,888		6,353		7,177	
受入保証金			1,614		1,201		1,616	
未払費用			469		117		252	
未払法人税等	3		714		19		1,245	
役員賞与引当金			25		9		118	
その他の流動負債			67		12		75	
流動負債計			23,710	81.4	18,191	56.6	15,356	52.0
固定負債								
退職給付引当金			89		95		96	
長期未払金			136		115		136	
その他の固定負債			4		7		11	
固定負債計			230	0.8	219	0.7	245	0.8
特別法上の準備金								
証券取引責任準備金	4		69		62		62	
特別法上の準備金計			69	0.2	62	0.2	62	0.2
負債合計			24,010	82.4	18,472	57.5	15,664	53.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		2,703	9.3			5,954	20.2
資本剰余金							
資本準備金		386				5,056	
資本剰余金合計		386	1.3			5,056	17.1
利益剰余金							
利益準備金		86				86	
任意積立金		984				984	
中間(当期)未処分利益		955				1,805	
利益剰余金合計		2,026	7.0			2,876	9.7
その他有価証券評価 差額金		2	0.0			4	0.0
資本合計		5,118	17.6			13,891	47.0
負債・資本合計		29,128	100.0			29,556	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
資本金					5,954	18.5	
資本剰余金							
資本準備金				5,056			
資本剰余金合計					5,056	15.8	
利益剰余金							
利益準備金				86			
その他利益剰余金							
別途積立金				984			
繰越利益剰余金				1,575			
利益剰余金合計					2,646	8.2	
株主資本合計					13,657	42.5	
評価・換算差額等							
その他有価証券評価 差額金				2	0.0		
評価・換算差額等合計				2	0.0		
純資産合計					13,660	42.5	
負債・純資産合計					32,133	100.0	

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
受入手数料			2,016		1,125		4,698
委託手数料		1,691		998		3,966	
引受け・売出し 手数料		233		4		435	
募集・売出しの 取扱手数料		47		84		220	
その他		45		38		74	
トレーディング損益	1		550		449		1,028
金融収益			110		199		230
その他の営業収益			265		174		392
営業収益計			2,943	100.0	1,949	100.0	6,350
金融費用			40	1.4	37	1.9	81
純営業収益			2,902	98.6	1,911	98.1	6,269
販売費・一般管理費							
取引関係費		198		167		387	
人件費		1,117		944		2,258	
不動産関係費		168		263		349	
事務費		106		126		222	
減価償却費	2	12		22		45	
租税公課		19		28		56	
その他		78		56		128	
販売費・一般 管理費計			1,702	57.8	1,609	82.6	3,448
営業利益			1,199	40.8	301	15.5	2,820
営業外収益	3		4	0.1	3	0.2	7
営業外費用	4		6	0.2	1	0.1	94
経常利益			1,197	40.7	303	15.6	2,732
特別利益							
投資有価証券売却益		0				0	
証券取引責任準備金 戻入				0			
貸倒引当金戻入		9				8	
特別利益 計			9	0.3	0	0.0	8
特別損失							
固定資産処分損	5	25		33		44	
減損損失	6	32				32	
証券取引責任準備金 繰入れ		8				1	
その他		6				6	
特別損失 計			73	2.5	33	1.7	84
税引前中間(当期)純利益			1,133	38.5	270	13.9	2,656
法人税・住民税及び 事業税	7	703		6		1,347	
法人税等調整額		141	562	19.1	111	118	1,235
中間(当期)純利益			571	19.4	152	7.8	1,421
前期繰越利益			383				383
中間(当期)末処分利益			955				1,805

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日 残高 （百万円）	5,954	5,056	5,056	86	984	1,805	2,876	13,887
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当（注）						382	382	382
中間純利益						152	152	152
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）								
中間会計期間中の変動額 合計 （百万円）						230	230	230
平成18年9月30日 残高 （百万円）	5,954	5,056	5,056	86	984	1,575	2,646	13,657

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 （百万円）	4	4	13,891
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当（注）			382
中間純利益			152
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）	1	1	1
中間会計期間中の変動額 合計 （百万円）	1	1	231
平成18年9月30日 残高 （百万円）	2	2	13,660

（注）平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		1,133	270	2,656
減価償却費		12	22	45
減損損失		32		32
貸倒引当金増減額(は減少額)		9	0	8
証券取引責任準備金増減額(は減少額)		8	0	1
退職給付引当金増減額(は減少額)		4	1	11
役員退職慰労引当金増減額(は減少額)		132		132
役員賞与引当金増減額(は減少額)		96	109	3
固定資産処分損		15	25	20
投資有価証券売却益		0		0
受取利息及び受取配当金		12	46	13
新株発行費				46
株式公開関連費用				43
顧客分別金信託の増減額(は増加額)		4,199	1,190	1,537
トレーディング商品の増減額		608		608
約定見返勘定の増減額(は減少額)		676	0	608
信用取引資産の増減額(は増加額)		2,170	6,432	3,381
信用取引負債の増減額(は減少額)		2,195	5,607	3,865
立替金の増減額(は増加額)		3	0	1
短期差入保証金の増減額(は増加額)		0	20	29
貸付金の増減額(は増加額)		3	2	8
預り金の増減額(は減少額)		3,992	823	1,281
受入保証金の増減額(は減少額)		548	415	550
未払費用の増減額(は減少額)		303	128	79
長期未収入金の増減額		0	0	1
長期未払金の増減額(は減少額)		136	20	136
その他		63	109	153
小計		1,623	946	4,228
利息及び配当金の受取額		12	46	13
株式公開関連費用の支払額			6	37
法人税等の支払額		251	1,215	395
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,384	2,122	4,648
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形及び無形固定資産の取得による支出		27	125	149
投資有価証券の売却による収入		0		0
長期差入保証金の返還による収入		1	4	32
長期差入保証金の差入による支出		16	40	83
長期貸付金による支出				8
その他		0	3	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		42	158	208
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入				7,875
配当金の支払額		350	377	350
財務活動によるキャッシュ・フロー		350	377	7,524
現金及び現金同等物の増加額(は減少額)		991	2,657	2,667
現金及び現金同等物の期首残高		2,107	4,775	2,107
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		3,099	2,117	4,775

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. トレーディングに関する 有価証券等の評価基準及 び評価方法	トレーディング商品(売買目的有 価証券)及びデリバティブ取引等 については、時価法(売却原価は 移動平均法により算定)を採用し ております。	同 左	同 左
2. トレーディング関連以外 の有価証券等の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 ・時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額と し、取得原価(移動平均法によ り算定)との評価差額を全部資 本直入する方法によっておりま す。 ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっ ております。	その他有価証券 ・時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額と し、取得原価(移動平均法によ り算定)との評価差額を全部純 資産直入する方法によっており ます。 ・時価のないもの 同 左	その他有価証券 ・時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額と し、取得原価(移動平均法によ り算定)との評価差額を全部資 本直入する方法によっておりま す。 ・時価のないもの 同 左
3. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は下記のと おりであります。 建物 8年~50年 器具及び備品 4年~15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利 用分)については、社内にお ける利用可能期間(5年)に 基づく定額法を採用しており ます。	(1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左	(1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
4. 繰延資産の処理方法			・新株発行費 支出時に全額費用として処理し ております。
5. 引当金及び準備金の計上 基準	(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備える ため、一般債権については、 貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権について は、個別に回収可能性を検討 し回収不能見込額を計上して おります。 (2) 役員賞与引当金 定時株主総会での承認を条件 に支給される役員賞与に備え るため、当中間会計期間発生 額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 役員賞与引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 役員賞与引当金 定時株主総会での承認を条件 に支給される役員賞与に備え るため、当期発生額を計上し ております。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日)に定める簡便法に基づき自己都合退職による当中間会計期間末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(4) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条及び「証券会社に関する内閣府令」第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(4) 証券取引責任準備金 同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日)に定める簡便法に基づき自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(4) 証券取引責任準備金 同 左</p>
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
7. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資を資金の範囲としております。	同 左	同 左
8. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、その差額を「その他の流動負債」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、その差額を「その他の流動資産」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は13,660百万円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労引当金については従来内規に基づき算出した要支給額を計上しておりましたが、経営改革の一環として役員の報酬体系の見直しを行い平成17年6月28日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。これにより、貸借対照表に計上しておりました「役員退職慰労引当金」の前事業年度末残高と制度廃止までの必要額の合計額を「長期未払金」に振替えております。</p>		<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労引当金については従来内規に基づき算出した要支給額を計上しておりましたが、経営改革の一環として役員の報酬体系の見直しを行い平成17年6月28日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。これにより、貸借対照表に計上しておりました「役員退職慰労引当金」の前事業年度末残高と制度廃止までの必要額の合計額を「長期未払金」に振替えております。</p> <p>(スプレッド方式による新株発行)</p> <p>平成18年3月5日付有償一般募集による新株式の発行は、引受証券会社が引受価額で買取引受を行い、これを引受価額と異なる募集価額(発行価格)で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では募集価額(発行価格)と引受価額との差額が、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、当社から引受証券会社への引受手数料の支払はありません。当該新株発行に係る募集価額(発行価格)の総額と引受価額の総額との差額は578百万円であり、引受価額と同一の発行価格で一般投資家に販売する従来の方式であれば、新株発行費として処理されていたものであります。</p> <p>このため、従来の方式によった場合に比べ、新株発行費の額と資本金及び資本準備金合計額はそれぞれ578百万円少なく、経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)					当中間会計期間末 (平成18年9月30日)					前事業年度末 (平成18年3月31日)				
1.有形固定資産から控除した減価償却累計額は、134百万円であります。					1.有形固定資産から控除した減価償却累計額は、155百万円であります。					1.有形固定資産から控除した減価償却累計額は、163百万円であります。				
2.担保に供されている資産の状況					2.担保に供されている資産の状況					2.担保に供されている資産の状況				
被担保債務		担保に供されている資産			被担保債務		担保に供されている資産			被担保債務		担保に供されている資産		
科目	中間期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	保管有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	中間期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	保管有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	保管有価証券 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	10,108		2,146	2,146	信用取引借入金	10,407				信用取引借入金	4,582			
短期借入金		316		316	短期借入金		316		316	短期借入金		316		316
計	10,108	316	2,146	2,463	計	10,407	316		316	計	4,582	316		316
<p>(注) 1. 上記表の金額は、中間貸借対照表計上額によっております。</p> <p>2. 保管有価証券は中間貸借対照表に計上しておりません。</p> <p>3. 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金の担保として2,255百万円、発行日取引差入証拠金の代用として6百万円を差入れております。また、保管有価証券104百万円を先物取引売買証拠金の代用として差入れております。</p> <p>担保として差入れた又は受入れた有価証券の時価額は以下のとおりであります。</p>					<p>(注) 1. 上記表の金額は、中間貸借対照表計上額によっております。</p> <p>2. 保管有価証券は中間貸借対照表に計上しておりません。</p> <p>3. 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金の担保として4,912百万円、保管有価証券123百万円を先物取引売買証拠金の代用として差入れております。</p> <p>担保として差入れた又は受入れた有価証券の時価額は以下のとおりであります。</p>					<p>(注) 1. 上記表の金額は、貸借対照表計上額によっております。</p> <p>2. 保管有価証券は貸借対照表に計上しておりません。</p> <p>3. 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金の担保として3,310百万円、保管有価証券116百万円を先物取引売買証拠金の代用として差入れております。</p> <p>担保として差入れた又は受入れた有価証券の時価額は以下のとおりであります。</p>				
項目		金額 (百万円)			項目		金額 (百万円)			項目		金額 (百万円)		
差入れた有価証券					差入れた有価証券					差入れた有価証券				
信用取引貸証券		963			信用取引貸証券		79			信用取引貸証券		306		
信用取引借入金の本担保証券		10,402			信用取引借入金の本担保証券		10,866			信用取引借入金の本担保証券		4,728		
差入保証金代用有価証券		2,146			差入保証金代用有価証券					差入保証金代用有価証券				
受入れた有価証券					受入れた有価証券					受入れた有価証券				
信用取引貸付金の本担保証券		14,371			信用取引貸付金の本担保証券		20,254			信用取引貸付金の本担保証券		15,110		
信用取引借証券		574			信用取引借証券		67			信用取引借証券		126		
受入証拠金代用有価証券		104			受入証拠金代用有価証券		123			受入証拠金代用有価証券		116		
受入保証金代用有価証券		11,482			受入保証金代用有価証券		16,161			受入保証金代用有価証券		16,583		
3. 未払法人税等に含まれている諸税金の未納付額					3. 未払法人税等に含まれている諸税金の未納付額					3. 未払法人税等に含まれている諸税金の未納付額				
法人税		487百万円			住民税		3百万円			法人税		826百万円		
住民税		104			事業税		15			住民税		175		
事業税		122			計		19			事業税		243		
計		714								計		1,245		

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
4. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 証券取引責任準備金 証券取引法第51条	4. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 同 左	4. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 同 左
	<p>5. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの 3,125 百万円 総額 借入実行残高 ----- 差引額 3,125</p> <p>なお、前中間会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの 1,125 百万円 総額 借入実行残高 ----- 差引額 1,125</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																										
<p>6. 減損損失 当社は当中間会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="113 349 512 546"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神戸市 灘区</td> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、営業用店舗につきましては店舗毎に継続的な収支の把握を行っていることから本店及び各支店をグルーピングの最小単位としております。また、賃貸用不動産及び遊休資産につきましては各資産をグルーピングの最小単位としております。上記物件につきましては、店舗の統廃合を進めたことにより、新たに遊休状態となりましたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に32百万円計上いたしました。なお、遊休資産の回収可能価額につきましては、正味売却価額により測定しており、路線価を基に実勢価額を加味して測定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)	神戸市 灘区	遊休資産	土地	24	建物	8	合計			32	<p>6. 減損損失 当社は当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="975 349 1374 546"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神戸市 灘区</td> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、営業用店舗につきましては店舗毎に継続的な収支の把握を行っていることから本店及び各支店をグルーピングの最小単位としております。また、賃貸用不動産及び遊休資産につきましては各資産をグルーピングの最小単位としております。上記物件につきましては、店舗の統廃合を進めたことにより、新たに遊休状態となりましたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に32百万円計上いたしました。なお、遊休資産の回収可能価額につきましては、正味売却価額により測定しており、路線価を基に実勢価額を加味して測定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)	神戸市 灘区	遊休資産	土地	24	建物	8	合計			32	<p>6. 減損損失 当社は当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="975 349 1374 546"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神戸市 灘区</td> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、営業用店舗につきましては店舗毎に継続的な収支の把握を行っていることから本店及び各支店をグルーピングの最小単位としております。また、賃貸用不動産及び遊休資産につきましては各資産をグルーピングの最小単位としております。上記物件につきましては、店舗の統廃合を進めたことにより、新たに遊休状態となりましたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に32百万円計上いたしました。なお、遊休資産の回収可能価額につきましては、正味売却価額により測定しており、路線価を基に実勢価額を加味して測定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)	神戸市 灘区	遊休資産	土地	24	建物	8	合計			32
場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)																																									
神戸市 灘区	遊休資産	土地	24																																									
		建物	8																																									
合計			32																																									
場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)																																									
神戸市 灘区	遊休資産	土地	24																																									
		建物	8																																									
合計			32																																									
場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)																																									
神戸市 灘区	遊休資産	土地	24																																									
		建物	8																																									
合計			32																																									
<p>7. 法人税、住民税及び事業税</p> <table border="1" data-bbox="185 1070 512 1189"> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>489百万円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>703</td> </tr> </tbody> </table>	法人税	489百万円	住民税	104	事業税	109	計	703	<p>7. 法人税、住民税及び事業税</p> <table border="1" data-bbox="616 1070 943 1189"> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	法人税	2百万円	住民税	3	事業税	0	計	6	<p>7. 法人税、住民税及び事業税</p> <table border="1" data-bbox="1046 1070 1374 1189"> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>928百万円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,347</td> </tr> </tbody> </table>	法人税	928百万円	住民税	199	事業税	219	計	1,347																		
法人税	489百万円																																											
住民税	104																																											
事業税	109																																											
計	703																																											
法人税	2百万円																																											
住民税	3																																											
事業税	0																																											
計	6																																											
法人税	928百万円																																											
住民税	199																																											
事業税	219																																											
計	1,347																																											

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	63,720			63,720
合計	63,720			63,720
自己株式				
普通株式				
合計				

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	382	(注) 6,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(注) 1株当たり配当額は普通配当5,000円、株式上場記念配当1,000円であります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在) 百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) 百万円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) 百万円
現金・預金勘定 706	現金・預金勘定 566	現金・預金勘定 514
預託金勘定 12,981	預託金勘定 8,388	預託金勘定 12,276
預入期間が3ヶ月を超える預金・預託金 149	預入期間が3ヶ月を超える預金・預託金 250	預入期間が3ヶ月を超える預金・預託金 239
顧客分別金信託 10,438	顧客分別金信託 6,586	顧客分別金信託 7,777
現金及び現金同等物 3,099	現金及び現金同等物 2,117	現金及び現金同等物 4,775

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 (借主側)
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 器具・備品 百万円 取得価額相当額 47 減価償却累計額相当額 18 中間期末残高相当額 29	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 器具・備品 百万円 取得価額相当額 60 減価償却累計額相当額 21 中間期末残高相当額 38	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 器具・備品 百万円 取得価額相当額 55 減価償却累計額相当額 20 期末残高相当額 34
2. 未経過リース料中間期末残高相当額 百万円 1年内 8 1年超 21 合計 29	2. 未経過リース料中間期末残高相当額 百万円 1年内 11 1年超 27 合計 39	2. 未経過リース料期末残高相当額 百万円 1年内 10 1年超 25 合計 35
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 百万円 支払リース料 4 減価償却費相当額 4 支払利息相当額 0	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 百万円 支払リース料 5 減価償却費相当額 5 支払利息相当額 0	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 百万円 支払リース料 9 減価償却費相当額 9 支払利息相当額 0
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	5. 利息相当額の算定方法 同 左	5. 利息相当額の算定方法 同 左

(有価証券及びデリバティブ取引の状況)

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

1. トレーディングに係るもの

売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. トレーディングに係るもの以外

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

(2) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	3	7	3
合計	3	7	3

(4) 時価評価されていない有価証券

満期保有目的の債券

該当事項はありません。

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

その他有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	324

(5) デリバティブ取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

当中間会計期間末（平成18年9月30日）

1．トレーディングに係るもの

売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．トレーディングに係るもの以外

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

(2) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
株式	3	7	4
合計	3	7	4

(4) 時価評価されていない有価証券

満期保有目的の債券

該当事項はありません。

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

その他有価証券

内容	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	324

(5) デリバティブ取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

前事業年度末（平成18年3月31日）

1. トレーディングに係るもの

売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. トレーディングに係るもの以外

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

(2) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
株式	3	10	7
合計	3	10	7

(4) 時価評価されていない有価証券

満期保有目的の債券

該当事項はありません。

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

その他有価証券

内容	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	324

(5) デリバティブ取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

前中間会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）、当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）及び前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																
<p>1株当たり純資産額 109,547円98銭 1株当たり中間純利益金額 12,234円35銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 平成17年8月1日に普通株式100株を1株に併合いたしました。 なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>104,791円96銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>29,653円57銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度		1株当たり純資産額	104,791円96銭	1株当たり当期純利益金額	29,653円57銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	<p>1株当たり純資産額 214,381円92銭 1株当たり中間純利益金額 2,390円39銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 2,319円30銭</p>	<p>1株当たり純資産額 218,015円72銭 1株当たり当期純利益金額 29,627円32銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 28,617円49銭</p> <p>平成17年8月1日に普通株式100株を1株に併合いたしました。 なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>104,791円96銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>29,653円57銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度		1株当たり純資産額	104,791円96銭	1株当たり当期純利益金額	29,653円57銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円
前事業年度																		
1株当たり純資産額	104,791円96銭																	
1株当たり当期純利益金額	29,653円57銭																	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円																	
前事業年度																		
1株当たり純資産額	104,791円96銭																	
1株当たり当期純利益金額	29,653円57銭																	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円																	

平成17年8月1日に普通株式100株を1株に併合いたしましたので、前中間会計期間(自 平成17年4月1日至 平成17年9月30日)及び前事業年度(自 平成17年4月1日至 平成18年3月31日)に関する1株当たりの数値につきましては期初に遡及して表示しております。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
中間(当期)純利益 (百万円)	571	152	1,421
普通株主に帰属しない金額 (百万円)			
(うち利益処分による役員賞与金)	()	()	()
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	571	152	1,421
期中平均株式数 (株)	46,720	63,720	47,978
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (百万円)			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)			
普通株式増加数 (株)		1,953	1,693
(うち新株予約権)	()	(1,953)	(1,693)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成17年9月26日開催の臨時株主総会で決議した商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成17年12月28日開催の当社取締役会において発行内容を決議し、下記のとおり発行いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 新株予約権の発行日 平成17年12月29日2. 新株予約権の発行数 263個3. 新株予約権の発行価額 無償4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式263株(新株予約権1個当たり1株)5. 新株予約権の行使に際しての払込価額 1株当たり137,000円6. 新株予約権の行使期間 自 平成19年12月29日 至 平成24年12月28日7. 新株予約権の割当を受けた者及び数 取締役、従業員合計 5名8. 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者及びその者から相続によって新株予約権を取得した者において、これを行行使することを要する。 新株予約権は、当社の取締役、監査役、顧問、嘱託社員、従業員の地位にある者において行うことを要する。ただし、取締役会で承認された者及び権利承継者についてはこの限りでない。		

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>9. 新株予約権の譲渡に関する事項 取締役会の承認を要する。</p> <p>(注) 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社がこの行使価額を下回る払込金額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行うときは、次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$		

(2) 【その他】

証券取引等監視委員会の検査結果に基づく勧告について

当社は、平成18年12月19日付で証券取引等監視委員会より下記のとおり検査結果通知書を受領いたしました。

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、K O B E証券株式会社（大阪市北区、代表取締役社長 石松 幸友、資本金59.5億円、役員226名）を検査した結果、下記のとおり当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実及び当該証券会社の役員に係る外務員の職務に関する著しく不適当な行為の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告した。

2. 事実関係

(1) 証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

K O B E証券株式会社 第三営業本部長（当時）は平成15年11月14日、妻が唯一の取締役を務める有限会社の名義で当社に証券取引口座を開設した上で、平成15年11月17日から平成17年6月14日までの間、当該口座を利用して、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、当該決定に基づく注文を当社の担当者に対して発注することにより、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。

当該使用人が行った上記行為は、証券取引法第42条第1項第10号（平成17年4月1日以降の行為について。なお、平成17年3月31日以前の行為については、平成16年法律第97号による改正前の同法第42条第1項第9号。）に基づく証券会社の行為規則等に関する内閣府令第4条第5号に規定する「証券会社の使用人が、専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当するものと認められる。

(2) 社内規則で定められた配分禁止顧客への新規公開株式の配分

K O B E証券株式会社 代表取締役社長（当時）は、平成16年3月、当社が主幹事会社としてその新規公開に関与した株式会社の新規公開株式について、当社における配分上限株式数である10株を、社内規則により配分が禁止されていた当該役員の親族である同人の妻の姉に対して配分するよう、当該妻の姉を担当していた当社の営業員に指示し、当該妻の姉をして同株式10株を取得させた。また、当該役員は、平成16年3月、当該新規公開株式10株を、妻の父に対して配分するよう、当該妻の父を担当していた当社の営業員に指示し、当該妻の父をして同株式10株を取得させた。

当該役員が行った上記行為は、新規公開株式等の公平な配分を目的として設けられた日本証券業協会平成9年8月8日付理事会決議「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」中の「会員は、引受けを行った株券等の配分に関して、配分禁止顧客等について規定した社内規則を遵守すべき旨の規定（同決議3.(1)（平成16年3月当時））に違反するものと認められる。また、上記行為は、当該役員の役職、当該新規公開株式の配分先等からして、証券取引法第64条の5第1項第2号に規定する「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当するものと認められる。

近畿財務局の当社に対する報告書の提出命令について

平成18年12月19日、証券取引等監視委員会より、当社に通知した検査結果に係る問題点に関し、証券取引法第59条第1項の規定に基づき平成18年12月22日、近畿財務局より報告書の提出命令を受けました。

命令内容は、通知した問題点に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策を明記し、平成19年1月22日(月)までに報告することとなっております。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書

事業年度（第47期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成18年12月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書

平成18年12月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 1月30日

K O B E 証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山本 和夫 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西田 英樹 印

業務執行社員 公認会計士 出口 賢二 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK O B E証券株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、K O B E証券株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年9月26日開催の臨時株主総会で決議した商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成17年12月28日開催の取締役会において発行内容を決議し、新株予約権を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月28日

K O B E 証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石原 良一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 出口 賢二 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK O B E証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、K O B E証券株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。